論点整理に向けたポイント

IPネットワークを利用して4K・8Kを含む放送サービスを提供するにあたり、留意すべき事項

- ·RF方式による放送サービスと遜色ない水準で放送サービスを提供できる仕組みを有すること
- ・超高精細テレビジョン放送の伝送には広帯域のネットワークが必要であること
- ・大容量の放送番組を構成する映像、音声等の情報を安定的に伝送できること
- ・映像、音声、字幕、データ等の多様な情報を伝送することが必要であること
- ・地域限定や著作権保護の仕組みを有すること 等

留意すべき事項のうち、伝送路としてのIPネットワークに要求される技術的な条件

- ・放送サービスを提供するために中継網、アクセス網ともに十分な帯域、性能を有していること
- ・IPネットワーク上のトラヒック変動に応じ、情報を安定的に伝送する優先制御等の仕組みを有すること
- ・放送サービスを提供する事業者が管理可能なネットワークであること
- ・技術的な条件を確認するための測定方法、測定方法を踏まえた技術基準の規定点等

IPネットワークにおけるトラヒック特性やネットワーク特性を踏まえた追加的な条件

- ・トラヒックの定常的な時間的、空間的な変動への対処
- ・トラヒックの急激かつ予測不可能な変動への対処
- ・ネットワーク設備の監視、輻輳等のトラヒック状況、視聴者環境での視聴状態等に関するモニタリング等

IP放送の提供条件についての視聴者の理解に関する事項

- ・提供条件に関する事前の説明
- ・視聴者からの問合せ窓口、保守対応
- ・提供条件を満たせなくなった場合の対処等

その他関連する事項

- ・事業者の責任分界点を越えた、加入者宅内ネットワークへの対処
- ・セキュリティ、技術課題、伝送路の高度化、IPを活用したサービス 等

本研究会における検討項目(案)

1.放送法が適用されるIP放送の定義

放送法における放送の定義(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信)に基づき、IP放送が満たすべき条件等を検討し、IP放送を定義する。

2 . IP放送が満たすべき品質

IP放送のサービスに求められる品質について整理し、IP放送を行うネットワークに必要とされる技術的条件等を踏まえ、強制規格である技術基準として定めるべき事項等を検討する。

3 . IP放送を行うネットワークの品質確保の方法

現在の技術的動向、国際標準や技術規格等を踏まえ、様々なネットワーク環境の中で、技術基準として定めるべき事項等に関して、伝送路等の品質を確保する措置、品質の評価方法等を検討する。

4 . IP放送の消費者保護ルール

IP放送の特性を踏まえ、提供条件説明義務等の消費者保護ルールとして、定める事項の有無を検討し、必要な場合には適切なルール等について検討する。

5. その他

IP放送に係る今後検討が必要な課題、中長期的なIP放送の在り方、技術開発の課題、セキュリティ確保等について検討する。